

徳島県の「海岸保全基本計画」の改定（素案）について

（1） 改定の背景

東日本大震災による甚大な津波被害の発生を契機とした「新しい津波対策への対応」や、平成15年策定の現行計画から10年が経過したことによる「社会環境やニーズの変化への対応」を図るため、県内全域となる「讃岐阿波」、「紀伊水道西」及び「海部灘」の3沿岸域について、海岸保全基本計画の改定を行う。

（2） 改定の概要

① 対象期間

今後20年から30年間

② 基本方針

防護面においては、「台風に伴う高潮や波浪に対する安全性の向上」や「侵食が進んでいる海岸では砂浜の保全・回復」に努めるとともに、「地震・津波に対してはハード・ソフト両面から防災対策」を推進すること等を定める。

環境面や利用面においては、「自然と共生する海岸づくり」や「アクセス路などのユニバーサルデザイン化」に努めること等を定める。

③ 各海岸毎の整備の方向性

県内の136地区について、防護・環境・利用の各視点から現況を評価し、整備対象海岸を抽出した。

整備対象海岸について「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や、「背後地の重要度」から優先度を2段階に区分し、対象期間内に事業着手すべき海岸として41地区を選定した。

なお、津波対策の防護水準として、「設計津波（L1津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な整備を進めることとした。

（3） 今後のスケジュール

2月6日～3月7日	パブリックコメントを実施
3月中旬	海岸保全基本計画検討会の開催
3月下旬	沿岸市町及び隣接県への意見照会
3月末	海岸保全基本計画の改定